

平成27年8月から 介護保険制度が変わります

1 介護保険負担限度額認定要件が変わります

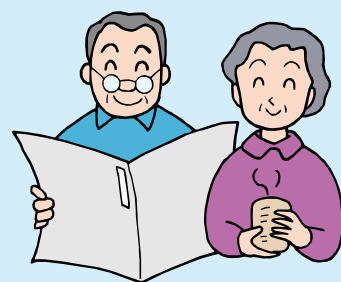
介護保険法の改正により、平成27年8月から介護保険負担限度額認定を受ける場合は、従来の世帯全員が住民税非課税の要件に加え、次の資産要件が新しく追加されます。

1 本人及び配偶者の預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合は対象外です

※本人申告により判定。不正受給に対するペナルティー（加算金）あり。

2 配偶者が住民税を課税されている場合は対象外です

※施設入所などにより世帯分離が行われている場合でも、配偶者の所得は勘案されます。



介護保険負担限度額認定とは？

施設入所などにかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯である入所者については、その申請に基づき食費と居住費を軽減する制度です。

平成27年度の「介護保険負担限度額認定証」(認定証)の更新について

1 受付開始日

7月1日（水）～ ほけん福祉課及び各総合支所
住民福祉課で受け付けています。

※認定証の発行は8月1日以降になります。

2 申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証
- ・印鑑（認め印可）
- ・本人及び配偶者の預貯金全額が確認できる通帳の写し
（最新まで記帳済みのもので、残高が分かるページと表紙をコピー）

